

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 ホームページ求人情報案内利用に関する規定

(名称および目的)

第1条 公益埼玉県医療社会事業協会（以下「本会」という）が提供する求人情報案内を「公益埼玉県医療社会事業協会求人情報案内」（以下「本求人情報」という）という。

本求人情報は、保健医療分野のソーシャルワーカーの求人情報を提供することにより、働く意欲のあるソーシャルワーカーと、ソーシャルワーカーを求める機関との雇用関係成立に向けた相互の情報交換、直接対話の機会を提供し、より良い人材の確保や就職につなぐことを目的とする。

(方法)

第2条 本求人情報は、職業安定法による職業紹介や斡旋は行わず、求人情報の提供のみをホームページ上で公開する。

雇用関係の成立に向け、本求人情報に掲載された情報をもとに、本会が掲載内容を修正・加工もしくは評価することは、職業安定法上の職業紹介にあたるため、本会が登録情報に関する問い合わせについての対応、就業に結びつく連絡等は行わない。

(利用対象)

第3条 本規定に同意する保健医療機関等は、本会会員所属機関に関わらず本求人情報をを利用して求人情報を掲載依頼することができる。

また、求人情報の閲覧は本規定に同意する者なら自由に行うことができる。

(求人情報の受付方法)

第4条 求人情報の掲載を希望する事業主は、下記の「求人依頼」をすべて記入し、本会に電子メールにて依頼する。

「求人依頼」 1、事業所名 2、事業所所在地 3、電話番号 4、希望職種
5、希望条件 6、担当者及び連絡先

(求人情報の掲載期間)

第5条 求人情報は、受付後おおむね7～10日以内に掲載する。掲載期間についてはおおむね3ヶ月間を目安とし、延長の申し出の無いものについては削除する。また、求人完了等の事実が生じた場合も事業所の申し出により削除する。

掲載期間延長および削除の申し出については下記の事項をすべて記入し、本会に電子メールにて依頼する。

「延長・削除依頼」 1、事業所名 2、担当者名 3、延長または削除の理由

(免責事項)

第6条 求人情報は登録される方のモラルと責任により掲載され、本会では情報の内容については一切責任を負わないものとする。

「削除依頼」や本会の削除作業のタイミングにより、応募時に既に求人完了となっている場合があることを採用希望者は承知すること。

また、運営管理上のメンテナンスや不可抗力により情報提供を中断する場合がある。これによって生じた損害については本会では責任は負わないものとする。

(問合せ)

第7条 本情報提供における運営管理上の問合せについては本会事務局が対応する。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、本会理事会の議決を必要とする。

(付則)

本規定は、平成28年8月11日から施行する。